

日野市立百草台小学校・三沢台小学校統合協議会設置要綱

平成19年1月10日制定

(設置)

第1条 百草台小学校と三沢台小学校の統合を円滑に推進するため、百草台小学校・三沢台小学校統合協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 統合新校及び新校舎の内容に関する事。
- (2) 統合新校の統合準備に関する事。
- (3) その他統合に関する必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織し、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任した日から第2条に掲げる協議が終了するまでの期間とし、平成20年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、両校の校長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 協議会は、所掌事項に関する統合準備のため、分科会を設けることができる。

- 2 分科会に関する必要事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育部庶務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、平成19年1月10日から施行する。

この要綱は、平成20年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第3条関係）

統合校の校長	各校1人
統合校の副校長	各校1人
統合校の教職員（学校長の推薦による）	各校1人
統合校の児童の保護者（学校長の推薦による）	各校2人
統合校の地域住民（自治会代表、地区育成会代表、民生・児童委員代表）	8人以内
教育委員会職員	3人以内